

## 用語集

標準仕様書に出現する語句のうち、下記の類型に当たる語句を用語集において意味を定義すべき用語として整理する。

#	定義すべき用語の類型	例	用語集整理における整理方針
1	他業務の用語集に掲載がある語句の定義	「個人番号」「アラート」等	本業務の仕様書中における用例が他業務の用語集と同義である場合は、他業務の用語集における定義に準拠する旨を記載する。 他業務の用語集と異義となる場合は、本業務における定義を記載する。
2	日付・対象者等の定義	「異動年月日」「支援措置対象者」等	要件の記載内容の前提となるため、仕様の認識齟齬が生じないよう、特にシステム処理に関係するものは網羅的に整理する。 法令、総務省通知、各市区町村での用例等を基に語句の定義を記載する。
3	自治体間で差異がある語句の定義	「投票所入場券/入場整理券」「登録移転/在外移転」等	機能要件・帳票要件対比表より、自治体間で差異のある語句を抽出する。 検討法令、総務省通知、各市区町村での用例等を基に統一表記案を検討し、語句の定義を記載する。
4	業務用語の定義	「棄権」等	通常選挙業務に関わる者であれば理解していることが想定される用語は対象外とし、要件の中で意図的に使い分けを行っている用語、殊更難解であると想定される用語を重点的に整理する。 ただし、法律上の用語と異なる使い方をしているものがあれば補足する。
5	システム用語の定義	「データベースサーバ」等	本業務の仕様書の読解にあたって、難解であると想定される用語を重点的に整理する。

## 用語集

以下では、本仕様書についての解釈に紛れが生じないよう、用いられている用語の定義を示した。ここで示す定義はあくまで本仕様書における定義であり、用語によっては、本仕様書以外では別の意味で用いられていることもある。

No.	頭	用語	読み方	説明書き	備考（出典等）
1	あ	RFI	あーるえふあい	情報提供依頼書（request for information）の略。 情報システムの導入や業務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に情報提供を依頼すること。 調達条件などを決定するために必要な情報を集めるために発行するもので、一般的にはこれを基にRFP（提案依頼書）を作成し、具体的な機能要件の提案業者に求めて発注先の選定に移る。 なお、「RFP」についてはNo.2を参照のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
2	あ	RFP	あーるえふぴー	提案依頼書（request for proposal）の略。 情報システムの導入や業務委託を行うに当たり、発注先候補の業者に具体的な提案を依頼する文書のこと。必要なシステムの概要や構成要件、調達条件が記述されている。 なお、「RFI」についてはNo.1を参照のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
3	あ	RPA	あーるぴーえー	Robotic process automationの略。 人間がコンピュータ操作にて行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作により代替するもののこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
4	あ	IaaS	あいあーす	Infrastructure as a serviceの略。 選挙人名簿管理システム等の稼動に必要な仮想サーバ、機材やネットワーク等のインフラを、「総合行政ネットワーク（LGWAN）」やインターネット上のサービスとして提供する形態のこと。 自治体クラウドを含むクラウドコンピューティングの利用形態は、「SaaS（software as a service）」、「PaaS（platform as a service）」、「IaaS（infrastructure as a service）」の3つに分類できる。 選挙人名簿管理システムが提供する機能については、「総合行政ネットワーク（LGWAN）」上のサービス等として遠隔利用できる。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
5	あ	ICカード	あいしーかーど	個人番号カード等、情報（データ）の記録や演算をするために集積回路（integrated circuit）を組み込んだカードのこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
6	あ	ID	あいだいー	システムの利用時に個人を特定するための番号や文字列等のこと。 なお、「操作者ID」についてはNo.117を参照のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
7	あ	IPAmj明朝フォント	あいぴーえーむじょーみん ちょうふおんと	文字情報基盤で整備された文字（戸籍統一文字の漢字：55,270文字、住民基本台帳ネットワークシステム統一文字の漢字：19,563文字を整理した結果）約60,000文字を収録したフォントであり、変体仮名も利用できる。IPAフォントライセンスv1.0により無償公開されており、ISO/IEC 10646に準拠して符号化されている。 なお、本仕様書は、文字セット・文字コード・文字符号化方式については規定しているが、特定のフォントを用いることは規定していないため、本仕様書で規定する文字セットが扱えるフォントであれば、IPAmj明朝フォントと異なるフォントを用いることも差し支えない。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
8	あ	あいまい検索	あいまいけんさく	検索条件が完全に一致しないものの、対象を一定のルールに基づき抽出する検索方法のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
9	あ	アクセス	あくせす	ソフトウェアやシステム、アプリケーションに格納されている情報へ到達（接続）すること。また、通信回線やネットワークを介して別のコンピュータや機器の操作、格納されている情報を取得、閲覧、編集できるようにすること。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
10	あ	アクセスログ	あくせすろぐ	選挙人名簿管理システムや端末、ソフトウェアに対して、人間や外部のシステムからの操作や要求などを一定の形式で時系列に記録したもの。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
11	あ	宛名番号	あてなばんごう	市区町村内において業務ごとに個人、法人を一意に識別するために付番した番号のこと。 なお、上記の内容は「個人番号」、「住記個人番号」といった表現で表記される例もあるが、番号法に基づく「個人番号」（いわゆるマイナンバー）と混同される可能性があるという観点から、「宛名番号」に表現を統一する。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
12	あ	アラート	あらーと	論理的には成立するが特に注意を要する入力等について、注意喚起の表示を経た上で、当該入力等を確定（本登録）できるもののこと。 なお、上記の内容は「注意喚起メッセージ」といった表現で表記される例もあるが、住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠するという観点から、「アラート」に表現を統一する。 なお、「エラー」についてはNo.29を参照のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
13	い	EUC	いーゆーしー	End user computingの略。 非定型業務（選挙人名簿管理システム標準仕様で当該機能が提供されていない業務）に対して利活用できる機能。 選挙人名簿管理システムが保有するデータ（選挙人名簿の情報、その他選挙人名簿管理システム内で管理する情報等）の二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及びこれらのファイルやリストへの出力・印刷等の機能を有する。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
14	い	1号資格者	いちごうしきぐしゃ	国民投票の期日前50日に当たる日において、当該市区町村の住民基本台帳に記録されている者。	法令に準拠
15	い	一括（登録）	いつかく（とうろく）	複数件のデータの登録を1回の操作で完了させること。登録・変更内容を記載したCSVファイル等を取り込んで登録する等の方法がある。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
16	い	一般市区町村	いっぽんしくちょうそん	全自治体のうち、指定都市に指定されている自治体以外のこと。 なお、「指定都市」は政令で指定する人口50万以上の市のこと。	法令に準拠
17	い	異動事由	いどうじゆう	選挙人に係る情報の異動をした理由。何に基づく異動登録か（転出4ヶ月経過、在外選挙人名簿の登録移転など）を管理する項目を指す。	税務システム標準仕様書における用語の定義に準拠 調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
18	い	異動年月日	いどうねんがつび	選挙人等に係る情報の異動があった年月日。 なお、上記の内容は「異動日」といった表現で表記される例もあるが、公職選挙法の規定に基づくという観点から、「異動年月日」に表現を統一する。	税務システム標準仕様書における用語の定義に準拠
19	い	異動の取消（減）	いどうのとりけし（げん）	18歳到達、国内転入3ヶ月、国外転入等3ヶ月、職権記載3ヶ月、公民権停止期間終了、職権記載（帰化・国籍取得等）といった選挙人名簿への登録事由が発生後、当該登録事由が取消となったことにより選挙人名簿への登録の取りやめを抹消処理にて実施すること。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
20	い	異動の取消（増）	いどうのとりけし（ぞう）	死亡、職権消除（国籍喪失）、国内転出後4ヶ月経過、国外転出後4ヶ月経過、職権消除後4ヶ月経過、在外選挙人名簿への登録移転といった選挙人名簿からの抹消事由が発生後、当該抹消事由が取消となったことにより選挙人名簿からの抹消の取りやめを登録処理にて実施すること。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
21	い	イベント	いべんと	選挙人名簿管理システムを構成するサーバ内で発生する事態のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠

No.	頭	用語	読み方	説明書き	備考（出典等）
22	い	イベントログ	いべんとろぐ	選挙人名簿管理システムのシステムイベント（選挙人名簿管理システムを構成するサーバ内で何らかの事態が発生した場合のシステム管理者等へのメッセージ通知）の履歴、情報を記録したもの。 システムイベントに関する日時、システムイベントの内容及び関わるデータの中身などが記録される。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
23	い	印字	いんじ	システム内で管理しているデータを特定の帳票項目に出力すること。	税務システム標準仕様書における用語の定義に準拠
24	う	Web アプリケーション	うえぶあぷりけーしょん	Webサーバのうち、ソフトウェアの実行環境や連携機能などを持つもの。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
25	う	Web サーバ	うえばさーば	Webシステム上で、利用者側のコンピュータに対しネットワークを通じて情報や機能を提供するコンピュータ及びソフトウェアのこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
26	う	移替え	うつしがえ	同一市区町村内で選挙人が転居した際に、旧住所地の投票区における登録を新住所地の投票区の登録に変更すること。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
27	う	移替停止日	うつしがえていしひ	公職選挙法施行令第17条第1項1号及び2号に従って、移替えを延期するため、移替えを停止する日のこと。任期満了による選挙においては、各選挙につき、その任期が終わる日の前60日からその選挙の期日までの期間、その他の選挙においては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間に移替えを延期できる。	法令に準拠
28	え	XML	えくすえむえる	Extensible Markup Languageの略。 インターネット上で使用される各種技術の標準化推進団体であるW3C（World Wide Web Consortium）から勧告がされた言語の仕様であり、文書やデータの意味や構造を記述するために拡張可能なマークアップ言語である。利用者が自由にタグを定義でき、文書中の文字列に意味付けができる言語構造を持ち、文書処理から電子商取引にいたるまでネットワーク上のデータ処理において広く活用されている。 一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が策定した地図情報プラットフォーム標準仕様書においては、プラットフォーム通信標準のメッセージ定義仕様に採用されている。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
29	え	エラー	えらー	論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等について、抑止すべき原因が解消されるまで、当該入力を確定（本登録）できないもののこと。 なお、上記の内容は「警告メッセージ」といった表現で表記される例もあるが、住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠するという観点から、「エラー」に表現を統一する。「アラート」についてはNo.12を参照のこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
30	え	LGWAN	えるじーわん	Local Government Wide Area Networkの略。 行政支援ネットワークのこと。LGWAN-ASPサービス提供者及び府省庁、自治体が利用する行政専用のセキュアなネットワークで、主に電子メールや電子データの送受信に使用される。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
31	お	オールインパッケージ	おーるいんぱっけーじ	様々な分野の情報システムを一つのパッケージシステムとして調達すること。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
32	お	オペレーション	おペーしょん	操作者による操作、処理によって業務を遂行すること。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
33	お	オンライン出力	おんらいんしゅつりょく	システム内で管理している情報を、即座にデータ媒体へ打ち出すこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
34	が	外国人住民情報	かいこじんじゅみんじょうほう	住民票を有する外国人に係る情報のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
35	が	外字	がいじ	各ベンダが提供する文字セット等において、パッケージ標準では収録されておらず、市区町村が個別に追加した文字のこと。 JIS等の標準規格ない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も「外字」と呼ぶことがあるが、パッケージ標準にある場合は、当該文字セット等において標準で収録されているため、本仕様書上は「内字」として扱う。 なお、「内字」についてはNo.158を参照のこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
36	が	外部委託	がいぶたいく	行政の業務の一部を、民間企業等に委託すること。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
37	か	拡張性	かくちょうせい	システムリソースを、需要に応じて即座に拡大・縮小できること。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
38	か	カスタマーバーコード	かすたまーばーこーど	郵便物の宛先をバーコード化したもの。 郵便番号自動読取区分機での処理を効率化するために利用される。 なお、本仕様書において「バーコード」とのみ表記されている場合は、自治体内部で使用されるバーコードを意味する。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
39	か	カスタマイズ	かすたまいづ	市区町村の業務に合わせて、ベンダがパッケージの機能への追加・変更・削除を行うこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
40	か	方書	かたがき	市区町村、大字や小字、地番に統一、アパートやマンション、寮等の住所のこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
41	か	仮支援措置対象者	かりしんぞうじたいしゃ	支援措置に関する申出をし、仮に支援措置を適用されている者のこと。申出から決定までの期間があり、加害者に申出者の情報が漏れることを防ぐ観点に基づいています。 なお、「支援措置対象者」についてはNo.76を参照のこと。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
42	か	仮投票	かりとうひょう	投票の拒否の決定を受けた選挙人がその決定に不服がある場合には、仮に投票させることとなっていること。 また、拒否の決定について本人には不服がない場合であっても、投票立会人が異議を申し立てたとき及び投票管理者が投票を拒否しないことについて投票立会人に異議があるときは、仮投票させなければならないこと。 その他、代理投票の申請を投票管理者に拒否された選挙人において、その決定に不服であるときは、仮投票させなければならぬこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
43	か	官報	かんぽう	法令など政府情報の公的な伝達手段のこと。行政機関の休日を除き、内閣府にて毎日発行している。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
44	か	管理	かんり	データの設定・保持・修正がされること。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
45	き	帰化	きか	日本国民でない者が、国籍法第4条から第10条までの規定に基づき、法務大臣の許可又は国会の承認を得て日本国籍を取得すること。 公職選挙法第9条の規定に基づき選挙権を有する者は、日本国籍を取得した時に、選挙人名簿に登録される資格を有する。 なお、「国籍取得」についてはNo.63を参照のこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠 自治体などの公的機関作成資料・HPにおける用語の定義に準拠
46	き	棄権	きけん	投票所に行かず（投票用紙の交付を受けず）に投票しなかった場合（者）のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
47	き	期日前・不在者投票サブユニット	きじつぜん・ふざいしゃとうひょううかんりさぶゆにっと	期日前投票及び不在者投票に関する記録を管理し、また、期日前投票及び不在者投票に関する事務を処理するためのサブユニットのこと。 なお、上記の内容は「期日前・不在者サブユニット」といった表現で表記される例もあるが、事務と機能の対応を明確にするという観点から、「期日前・不在者投票管理サブユニット」に表現を統一する。	就学事務システム（就学援助）標準仕様書における用語の定義に準拠
48	き	期日前投票	きじつぜんとうひょう（きじつまえとうひょう）	選挙の当日に公職選挙法第48条の2第1項の各号に規定されている事由のいずれかに該当する選挙人について、当該選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる投票。	法令に準拠
49	き	基本データリスト	きほんでーたりすと	標準化法における標準化対象事務ごとに、当該事務に係る機能要件等の標準を実現するため必要なデータ項目及び属性に係る標準を規定したもののこと。グループ関連図・データリスト・コード一覧（個別）から構成される。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠

No.	頭	用語	読み方	説明書き	備考（出典等）
50	き	旧氏	きゅうじ	その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもののこと。 なお、上記の内容は「旧姓」といった表現で表記される例もあるが、住民基本台帳法施行令第30条の13における規定に基づくという観点から、「旧氏」に表現を統一する。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
51	ぎ	行政区	ぎょうせいく	一般市区町村内における行政単位のこと。 なお、「一般市区町村」についてはNo.16、「行政区（指定都市）」についてはNo.52を参照のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
52	ぎ	行政区（指定都市）	ぎょうせいく（していとし）	指定都市における市内の区のこと。 指定都市の区域において、都道府県議会議員の選挙区は、行政区の区域を分割せずに2以上の区域に分けた区域を単位として設定される。 なお、（指定都市以外における）「行政区」についてはNo.51を参照のこと。	税務システム標準仕様書における用語の定義に準拠 政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
53	ぎ	共通投票所	きょうつうとうひょうじょ	公職選挙法第41条の2に基づき、選挙人の投票の便宜のために設けられる、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票可能な投票所のこと。	法令に準拠
54	ぎ	居住要件	きょじゅうようけん	公職選挙法第9条の各項に規定されている、選挙権を有する者に求められる住所に関する条件のこと。 なお、上記の内容は「住所要件」といった表現で表記される例もあるが、公職選挙法第9条における規定に基づくという観点から、「居住要件」に表現を統一する。	法令に準拠
55	く	区間異動	くかんいどう	指定都市のみで使用される用語であり、現在の住民票（原票）のある区から、同じ市内の別の区へ異動すること。 指定都市においては、住民基本台帳法第38条の規定により、区及び総合区を市と、区及び総合区の区域を市の区域と、区長及び総合区長を市長とみなすことされていることから、区間異動も転居ではなく転出入となる。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
56	く	クラウド	くらうど	市区町村が情報システムを外部のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して利用すること。 なお、「広域クラウド」についてはNo.60を参照のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
57	く	繰り上げ投票	くりあげとうひょう	公職選挙法第40条の規定に基づき、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げること。 (通常、投票所は午前7時に開き、午後8時に閉じる。) 選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、又は選挙人の投票に支障を來さないと認められる特別の事情のある場合に限り認められる。	法令に準拠
58	け	検索	けんさく	個人や世帯等を選択するため、画面から検索用項目を画面に入力して、マッチするものを探す操作のこと。 なお、「照会」についてはNo.95を参照のこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
59	け	検察審査員候補者予定者	けんさつしんさいんごうしょよていしゃ	検察審査会法第10条の規定に基づき、当該市区町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、市区町村の選挙管理委員会がじで選定したそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者のこと。 検察審査員に選定された者は、検察官が事件を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしをしを審査する。	法令に準拠 政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
60	こ	広域クラウド	こういきくらうど	近隣市区町村に止まらない全国規模のクラウドのこと。 なお、「クラウド」についてはNo.56を参照のこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
61	こ	更改	こうかい	既存システムを再構築すること。バージョンアップともいう。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
62	け	公民権停止期間	こうみんけんていしきかん	公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、又は政治資金規正法第28条、電磁記録投票法第17条に規定されている選挙権及び被選挙権を有しない者における、失権期間及び付加期間のこと。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
63	こ	国籍取得	こくせきしゆく	日本国民でない者が、国籍法（昭和25年法律第147号）第3条又は第17条の規定に基づき、認知等により日本国籍を取得すること。出生（国籍法第2条）や帰化（同法第4条から第10条まで）も国籍取得の形態の一種だが、本仕様書においては、これらを除いた限定した意味で用いる。 なお、「帰化」についてはNo.45を参照のこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
64	こ	国籍喪失	こくせきそうしつ	日本国民が、国籍法第11条から第12条までの規定に基づき、外国籍取得等により日本国籍を失うこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
65	ご	誤載	ごさい	公選法第28条第1項4号に基づき、登録の際に登録されるべきでなかった者、誤って登録してしまった者を抹消するときに用いる。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
66	こ	個人番号	こじんばんごう	番号法第7条第1項又は第2項の規定に基づき、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもののこと。いわゆるマイナンバー。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
67	こ	個人番号カード	こじんばんごうかーど	氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項等が電磁的方法により記録されたカードのこと。いわゆるマイナンバーカード。 なお、「マイナンバーカードの呼称について」（平成28年2月5日付け内閣府大臣官房番号制度担当室・総務省自治行政局住民制度課事務連絡）では、国民に広く周知される媒体における個人番号カードに係る表記については、原則として「マイナンバーカード」を使用することとしている。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
68	ざ	在外選挙管理サブユニット	ざいがいせんきょかんりさぶゆうにっつ	在外選挙に関する記録を管理し、及び在外選挙に関する事務を処理するためのサブユニットのこと。 なお、上記の内容は「在外選挙人名簿管理サブユニット」「在外選挙人管理サブユニット」といった表現で表記される例もあるが、事務と機能の対応を明確にするという観点から、「在外選挙管理サブユニット」に表現を統一する。	就学事務システム（就学援助）標準仕様書における用語の定義に準拠
69	ざ	在外選挙人	ざいがいせんきょにん	在外選挙人名簿に登録されている選挙人。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
70	さ	最終住所	さいしふじゅうしょ	選挙人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所。	法令に準拠
71	さ	再転入	さいしんにゅう	かつて、ある市区町村の住民であった者が、元の市区町村に転入すること。 概念上は、住民でなくなつても何年経過しても再転入である。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
72	さ	再転入者	さいしんにゅうしゃ	当該自治体から転出後4ヶ月以内に同一自治体に転入した選挙人。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
73	さ	サブユニット	さぶゆうにっつ	機能群のこと。本仕様書は、選挙人名簿管理、期日前・不在者投票管理、在外選挙人管理、当日投票管理の4つのサブユニットに分けて規定している。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
74	さ	参照	さんしょう	データが入力されたテーブルへ必要なデータを問い合わせる操作。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
75	し	CSV	しーえすびい	Comma-separated valuesの略。 テキストデータにおいて各項目のデータをカンマで区切ったファイル形式のこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
76	し	支援措置対象者	しえんそちたいじょうしゃ	住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドミティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者のこと。 ドミティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者が記載されている選挙人名簿抄本の閲覧については、住民基本台帳担当部署と連携を取り、総務省からの通知に基づいて取り扱うことが適当である。 なお、「仮支援措置対象者」についてはNo.41、「処理注意者」についてはNo.98を参照のこと。	法令に準拠

No.	頭	用語	読み方	説明書き	備考（出典等）
77	し	市区町村	しきちょうそん	市町村及び特別区のこと。 指定都市の総合区や行政区については、本仕様書では、法令で指定都市の区及び総合区が市と、区長及び総合区長が市長と見なされる場合は、法令と同様の扱いとしている。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
78	し	市区町村コード	しきちょうそんこーど	全国の市区町村に付番された数字のこと。情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省（当時：自治省）が昭和43年に設定した。 なお、「全国地方公共団体コード」についてはNo.114、「都道府県コード」についてはNo.156、「住所コード」についてはNo.84を参照のこと。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
79	し	失権者	しつけんしゃ	公職選挙法第11条第1項若くは第252条、又は政治資金規正法第28条、電磁記録投票法第17条の規定により選挙権を有しない者。	法令に準拠
80	し	指定投票区	していとうよく	公職選挙法第37条第7項の規定に基づき、市区町村の区域を分けて数投票区を設けた場合、政令で定めるところにより以上の投票区を指定するが、その際に当該指定を行い、不在者投票に関する事務を行わせる投票区のこと。	法令に準拠
81	じ	自動	じどう	入力、登録、区別、判断、確定等の処理時に、取り込んだ情報を職員の手を介さず処理できる機能のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
82	じ	住基ネット	じゅうきねっと	住民基本台帳ネットワークシステムの略。 住民の基本情報を自治体共同の本人認証基盤で管理する方式に整備して、住民基本台帳業務を全国共通で行うために、各市区町村のシステムをネットワーク化したもの。 住基ネット全国サー、都道府県サー、住基ネットCS（市町村CS）から構成される。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
83	じ	住所	じゆしそ	住民基本台帳法上の住民の住所は、地方自治法第10条の住民としての住所と同一であり、各人の生活の本拠をい。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
84	じ	住所コード	じゆうしょこーど	全国町・字ファイルに収録されている、住所に付番された数字のこと。 全国町・字ファイルは、JISの都道府県コード（X0401）2桁及び市区町村コード（X0402）3桁に、地方公共団体情報システム機構が設定した6桁のコードを加えた合計11桁のコードで体系化したファイルで、全国47都道府県のすべての町・字・丁目までの地名を収録している。 なお、「都道府県コード」についてはNo.156、「市区町村コード」についてはNo.78を参照のこと。	自治体などの公的機関作成資料・HPに準拠
85	じ	住所順	じゆうしょじゅん	住所コード順（住所（都道府県から小字まで）を一意に識別できる11桁のコード）に加え、小字以降の番地、方書、マンション等の号・棟・部屋番号まで含んだ順序のこと。文字部分は文字コード順、数字部分は並び可能とするため桁数の統一を行った順序。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
86	じ	17歳名簿	じゅうななさいめいほ	年齢満17年の者で、その登録月の次の登録月の前月の末日までに年齢満18年になる者を抽出し、記載した名簿のこと。 対象者に選挙の勧奨通知を送付する等の目的で用いられる。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義 法令に準拠
87	じ	住民異動情報	じゅうみんいどうじょうほう	住民記録システムから（住民記録システムと選挙人名簿管理システムが別の場合には、住民マスクから）取得した住民基本台帳の記録上の異動者に係るデータのこと。 なお、上記の内容は「住基異動データ」「異動者データ」といった表現で表記される例もあるが、一般的な用法に準拠するという観点から、「住民異動情報」に表現を統一する。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
88	じ	住民記録システム	じゅうみんきろくしすてむ	住民基本台帳に関する記録を管理し、及び住民基本台帳に関する事務を処理するためのシステムのこと。	就学事務システム（就学援助）標準仕様書における用語の定義に準拠
89	じ	住民届出日	じゅうみんとどけび	登録市区町村等における住民票の作成について、届出をした日のこと。 なお、上記の内容は「住民となた日」といった表現で表記される例もあるが、居住実態に基づく選挙人名簿への登録を実施するという観点及び、公職選挙法第21条に則るという観点から、転入届提出に基づく「住民届出日」に表現を統一する。	法令に準拠
90	じ	住民票	じゅうみんひょう	住民票（原票）のこと。住民票の写しを単に「住民票」と呼ぶこともあるが、本仕様書では、単に「住民票」と言ふ場合は、住民票（原票）のことを指す。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
91	じ	住民票コード	じゅうみんひょうこーど	住民基本台帳法施行規則第1条により、無作為に作成された10桁の数字と1桁の検査数字を組み合わせて定められた数字のこと。他の住民とは重複しない番号である。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
92	じ	住民票消除日	じゅうみんひょうしょじょうじよ	住民記録システム標準仕様書における記載に基づき、住民記録システムよりデータ連携された転出予定年月日と転入確定年月日のうち、より早い日付のこと。	法令に準拠
93	し	出国時申請	じゆくごくじしんせい	国外へ転出する者が市区町村の窓口で転出届を提出する際に、在外選挙人名簿への登録の申請をすること。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
94	し	出力	じゆつりょく	システム内で管理している情報を媒体へ打ち出すこと。 要件の中で特段の指定がない場合は、出力媒体は紙とデータの双方を指す。	税務システム標準仕様書における用語の定義に準拠
95	し	照会	じょうかい	既に特定した個人や世帯等の詳細な情報について、データベースに問い合わせる操作のこと。 なお、「検索」についてはNo.58を参照のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
96	じ	静脈認証	じょうみやくにんしょう	手のひらや指等の静脈の形状パターンを読み取り、あらかじめ登録された本人の情報と照合して認証すること。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
97	し	署名イメージ	しょめいじめーじ	自署された氏名を画像ファイル等の形式で保存したもののこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
98	し	処理注意者	じょりちらうじしゃ	支援措置対象者とは別に、選挙人名簿管理業務において独自に管理が必要な対象者。 なお、「支援措置対象者」についてはNo.76を参照のこと。	税務システム標準仕様書における用語の定義に準拠
99	す	スケジューラ	すけじゅーら	ある処理を、条件が成立したタイミング（特定時刻の到来・他の処理の終了等）で自動的に実行される仕組み。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
100	せ	請求方法	せいきゅうほうほう	不在者投票における、不在者投票請求の種類のこと。直接、滞在地、船員當市（区町村）、船員指定港、船員洋上、南極地域、郵便等（在宅）、特例郵便等、指定施設、特定国外などがある。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
101	せ	制御	せいぎょ	データの演算処理を行う以外の処理をコントロールすること。 メモリやディスプレイ・画面媒体との出入力やデータ入出力、キーボードやマウスからの操作、ディスプレイやプリンタへの出力を正常に作動させる目的のための操作。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
102	せ	生体認証	せいたいにんしょう	あらかじめ登録された指紋・掌紋・虹彩・眼球・顔・声紋など、固有の身体的又は行動的情報と照合して認証すること。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
103	せ	生年月日	せいねんがっぴ	住民記録台帳法7条第2項の「出生の年月日」のこと。 「生年月日」の方が一般的であり、広域交付住民票でも使用されているという観点から、本仕様書においては、「生年月日」に表現を統一する。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
104	せ	性別	せいべつ	住民記録台帳法第7条第3号の「男女の別」のこと。 「性別」の方が一般的であり、広域交付住民票でも使用されているという観点から、本仕様书においては、「性別」に表現を統一する。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
105	せ	世帯番号	せたいばんごう	各市区町村がシステムで独自に世帯を管理するために付番する番号のこと。 同一の世帯に属する住民には同一の世帯番号が振られ、異なる世帯に属する住民には異なる世帯番号が振られる。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
106	せ	船員指定港	せんいんしていこう	公職選挙法施行規則の別表第2に規定されている場所のこと。なお、本仕様書においては投票方法を意味する用語として使用している。 指定港での不在者投票とは、総トン数5トン（漁船の場合は30トン）以上の船舶に乗船する船員において、選舉期日に投票所で投票することができない場合、指定港の選挙管理委員会で投票すること。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義

No.	頭	用語	読み方	説明書き	備考（出典等）
107	せ	船員洋上	せんいんようじょう	遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗つて本邦以外の区域を航海する船員である者のうち選挙の当日職務若しくは業務に従事している者が、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については投票送信用紙に投票の記載をし、これを市区町村の選挙管理委員会の委員長(ニアクシミ)装置を用いて送信する方法によって可能とする投票のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
108	せ	選挙区	せんきょく	選挙を行う区域の単位として設けられる区域のこと。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
109	せ	選挙固有情報	せんきょくゆうじょうほう	選挙人名簿に登録されている者の記載内容のこと。	法令に準拠
110	せ	選挙時登録	せんきょじとうろく	選挙を行う場合に、選挙管理委員会が定める日現在により、当該市区町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿への登録のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
111	せ	選挙人名簿	せんきょにんめいほ	選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載を行い、市区町村の選挙管理委員会が管理する名簿のこと。永久選挙人名簿も同じ。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
112	せ	選挙人名簿管理サブユニット	せんきょにんめいほかんりサブユニット	選挙人名簿に関する記録を管理し、及び選挙人名簿に関する事務を処理するためのサブユニットのこと。 なお、上記の内容は「選挙人名簿サブユニット」といった表現で表記される例もあるが、事務と機能の対応を明確にするという観点から、「選挙人名簿管理サブユニット」に表現を統一する。	就学事務システム（就学援助）標準仕様書における用語の定義に準拠
113	せ	選挙人名簿登録証明書	せんきょにんめいほとうろくしょうめいしょ	公職選挙法施行令第18条の規定に基づき、選挙人名簿に登録された船員に交付される証明書のこと。船員は、あらかじめ選挙人名簿登録証明書の交付を受けておくことで、船舶内や指定港において不在者投票を行なうことができる。	法令に準拠
114	せ	全国地方公共団体コード	ぜんこくちほうこうきょうだんたいこーど	都道府県コード、市区町村コード、一部事務組合等コードの総称のこと。 なお、「都道府県コード」についてはNo.156、「市区町村コード」についてはNo.78を参照のこと。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
115	せ	宣誓書	せんせいしょ	期日前投票又は不在者投票をしようとする場合において、公職選挙法第48条の2第1項の各号に規定されているいずれかの事由のうち選挙の当日自らが該当する見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓うための文書のこと。	法令に準拠
116	そ	操作権限ポリシー	そうさけんけんぽりしー	操作者等を単位とした利用権限を設定する際の方針のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
117	そ	操作者 ID	そうさしゃあいでいー	選挙人名簿管理システム利用者の特定に用いられる一意の識別子（利用者、登録者を識別するユーザ名やアカウント名）。 また、当該利用者に対するシステム利用を管理・制約するための識別子でもある。 なお、「個人番号カードアプリケーション搭載システム」では、ID・パスワード方式によるオペレーター認証時の識別子のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
118	そ	操作ログ	そうさろぐ	選挙人名簿管理システムの利用状況や利用者操作の履歴、情報を記録したもの。 操作が行われた日時と、行われた操作の内容や操作に関わるデータの中身などが記録される。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
119	そ	外封筒	そとふうとう	不在者投票にて使用される二重の封筒における、外側の封筒のこと。選挙人は、記載済み投票用紙を内封筒に入れたのち、外封筒に入れ、署名を行い、不在者投票管理者へ提出する。投票の秘密を守ることを目的とする。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
120	だ	ダイアログ	だいあろぐ	ダイアログボックスの略。 入力したワードやメッセージを確認するために、操作時に一時的に開かれる小さいウインドウのこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
121	だ	代理記載	だいりきさい	郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた者が、代わりに投票に関する記載をさせること。 代理記載をする者は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）である必要がある。	法令に準拠 政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
122	だ	代理請求	だいりせいきゅう	不在者投票施設（病院等）における不在者投票で、入院等している選挙人が病院長等を通じて投票用紙などを請求すること。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
123	だ	代理投票	だいりとうひょう	心身の故障その他の事由により、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名を記載することができない選挙人が、投票管理者に申請することによって、補助者2名を用いて実施することができる投票。	法令に準拠
124	ち	地域情報プラットフォーム標準仕様	ちいきじょうほうぶらっとうふおむひょうじゅんしょう	自治体の庁内における業務システムのマルチベンタ化を進めるために、庁内の様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様のこと。 総務省事業として策定し、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）において「地域情報プラットフォーム標準仕様書」として公開し、運用中である。 自治体業務のうち、住民基本台帳、個人住民税等27業務の基幹系情報システム（防災、教育等の基幹系以外の業務を含めると32業務）について情報連携の標準が定められている。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
125	つ	通信ログ	つうしんろぐ	選挙人名簿管理システムの通信状況や通信の履歴、情報を記録したもの。 通信が行われた日時、行われた通信の内容や通信に関わるデータの中身などが記録される。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
126	つ	通知年月日	つうちねんがつび	システムから出した帳票について、選挙人へ受け渡しを行った年月日。 郵送する場合は、発送した日を指し、発送日や発付（布）日と同義。	税務システム標準仕様書における用語の定義に準拠
127	つ	続柄	つづきねんがつ	世帯主とその世帯員との関係を示したるもの。夫、妻、子、父、母、妹、弟、子の夫、子の妻、妻（未届）、妻の子、縁故者、同居人等と記載する。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
128	つ	続柄コード順	つづきねんがつじゆん	住民基本台帳ネットワークシステムにて管理されている、続柄を整理した数字に倣した順番のこと。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
129	て	定期登録	ていじとうろく	毎年3月、6月、9月、12月（登録月）の原則1日に定期的に行われる選挙人名簿への登録。	法令に準拠
130	て	訂正	ていせい	公職選挙法第27条第3項の規定に基づき、選挙人名簿に登録されている者の記載内容の誤りを正しく直すこと。	法令に準拠
131	で	データ標準レイアウト	でーたひょうじゅんれいあう	「特定個人情報データ標準レイアウト」の略。 番号法において定義された情報提供ネットワークシステムを介して交換される、特定個人情報のデータレイアウトを定義する規格のこと。	法令に準拠 政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
132	で	データベースサーバ	でーたべーすざーば	データベースソフトウェアを稼働させるサーバのこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
133	で	データ連携	でーたれんけい	異なるアプリケーションやシステムをまとめてデータを共有、活用するため、それぞれの言葉や解釈の平仄を合わせてデータのやり取りを行なうプロセスのこと。	就学事務システム（就学援助）標準仕様書における用語の定義に準拠
134	で	テキストデータ	てきすとでーた	文字コードで表現できる文字だけで構成されるファイルのこと。 文字を編集する機能のみを持つテキストエディタアプリケーションにより、ファイルの読み込み、文字の入力、挿入、消去、異動、複写等が可能である。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
135	て	点字投票	てんじとうひょう	投票管理者に対して申し立てることで、点字投票ある旨の表示をした投票用紙の交付を受け、点字を用いて実施することができる投票のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
136	て	転出確定	てんしゅつかつい	転出予定者の住民票の消除の処理のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義

No.	頭	用語	読み方	説明書き	備考（出典等）
137	て	転入前住所	てんにゅうまえじゅうしょ	当該住民がその市区町村の区域内に住所を定める前の（他市区町村における）住所のこと。 住民登録台帳法第7条第8号では、住民票（原票）の記載事項として、「新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、……從前の住所」を挙げており、本仕様書においては、当該従前の住所を指して「転入前住所」という。 転入後、転居した場合も、転居前の（当該市区町村における）住所でなく、転入前の（他市区町村における）住所を指す。 なお、上記の内容は「前住所」といった表現で表記される例もあるが、他の標準化業務における記載に倣すという観点から、「転入前住所」に表現を統一する。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
138	と	当日投票管理サブユニット	とうじつとうひょうかんりさぶゆう にっつ	当日投票に関する記録を管理し、及び当日投票に関する事務を処理するためのサブユニットのこと。 なお、上記の内容は「当日投票サブユニット」といった表現で表記される例もあるが、事務と機能の対応を明確にするという観点から、「当日投票管理サブユニット」に表現を統一する。	就学事務システム（就学援助）標準仕様書における用語の定義に準拠
139	と	当日有権者	とうじつゆうけんしゃ	選挙当日における当該選挙の有権者のこと。 選挙人名簿に登録されている者であっても、選挙当日時点で、転出から4ヶ月を経過した者や死亡した者は、当日有権者に含まれない。	自治体などの公的機関作成資料・HPにおける用語の定義に準拠
140	と	当日用名簿抄本	とうじつようめいほしょほん	選挙人情報を対象に、選挙期間中の住民異動及び、選挙期日前日時点での期日前・不在者投票情報を記載した名簿抄本のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
141	と	投票区	とうひく	市区町村の選挙管理委員会が、必要があると認めるときに市区町村の区域を分けて設置する区域のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
142	と	投票状況	とうひょうじょうきょう	投票区分、請求日、交付日、受理日又は投票日を示したもの。 なお、上記の内容は「選挙状況」といった表現で表記される例もあるが、全国意見照会にて「投票状況」の方が一般的であるとの意見が挙がったという観点から、「投票状況」に表現を統一する。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
143	と	投票状態	とうひょうじょうたい	不在者投票及び在外投票において、投票に係るステータスを示したもののこと。 請求、交付、受理、未受理、返還に分類される。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
144	と	投票所住所	とうひょくじょじゅうしょ	投票所の所在地のこと。 なお、上記の内容は「所在地」といった表現で表記される例もあるが、不在者投票施設等の所在地と混同される可能性があるという観点から、「投票所住所」に表現を統一する。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
145	と	投票所順	とうひょくじょじゅん	投票所コードに倣した順番のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
146	と	投票所入場券	とうひょくじょにゅうじょうけん	選挙人に選挙期日等の周知や投票場所における事務処理のためにあらかじめ選挙人に対して交付される文書。選挙期日の公示又は告示後に速やかに交付される。 なお、上記の内容は「投票所入場整理券」、「入場整理券」、「選挙のお知らせ」といった表現で表記される例もあるが、公職選挙法施行令第31条の規定に基づくという観点から、「投票所入場券」に表現を統一する。	法令に準拠
147	と	投票所名	とうひょくじょめい	投票を行なう場所の名称のこと。 なお、上記の内容は「投票所名称」といった表現で表記される例もあるが、一般的な用法に準拠するという観点から、「投票所名」に表現を統一する。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
148	せ	投票人名簿	とうひよんにんめいほ	投票人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載した、市区町村の選挙管理委員会が調製する名簿のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
149	と	投票場所	とうひょくばしょ	不在者投票及び在外投票の際に投票を行う場所のこと。 投票施設や指定港、在外公館などの場所を表す。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
150	と	投票方法	とうひょうほうほう	通常投票、点字投票、代理投票といった、投票の分類のこと。 なお、上記の内容は「投票区分」といった表現で表記される例もあるが、一般的な用法に準拠するという観点から、「投票方法」に表現を統一する。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
151	と	登録移転	とうろくい瀛ん	選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うこと。 なお、上記の内容は「在外移転」といった表現で表記される例もあるが、公職選挙法上の規定に倣すという観点から、「登録移転」に表現を統一する。	法令に準拠
152	と	登録日	とうろくび	選挙人名簿の定期登録月の一日のこと。同日が地方公共団体の休日に当たる場合は、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日のこと。 市区町村の選挙管理委員会は、登録日現在において当該市区町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を、同日に選挙人名簿に登録しなければならない。 ただし、市区町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。	法令に準拠
153	と	特定記号	とくていきごう	選挙人名簿抄本において、失権者／支援措置対象者である旨を表現するために付記する、「*」「◆」などの記号のこと。 特定記号による記載することで、選挙人に対し、記載の直接的な意図を秘匿できる。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
154	と	特定資格登録者	とくていしきくとうろくしゃ	本仕様書においては、 <u>公職選挙法施行令第18条に基づき選挙人名簿登録証明書を交付された船員</u> 、 <u>公職選挙法施行令第59条の7に基づき南極選挙人証を交付された南極選挙人</u> 、 <u>公職選挙法施行令第59条の3に基づき郵便等投票証明書を交付された選挙人</u> を指す。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
155	と	特例郵便等	とくれいゆうびんどう	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律に基づき、「特定患者等」に該当する選挙人で、投票用紙等の請求時ににおいて、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が、投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当までの期間にかかると見込まれる者ができる投票のこと。	法令に準拠
156	と	都道府県コード	とどうふけんこど	全国の都道府県に付番された数字のこと。情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省（当時：自治省）が昭和43年に設定した。 なお、「全国地方公共団体コード」についてはNo.114、「市区町村コード」についてはNo.78、「住所コード」についてはNo.84を参照のこと。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
157	と	届出	とどけ	法に基づく届出（例：転入届、転出届）のこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
158	な	内字	ないじ	各ベンダが提供する文字セット等において、標準で収録されている文字のこと。 JIS等の標準規格にない文字をベンダがパッケージ標準に追加している場合も、パッケージ標準に異なる場合は、当該文字セット等において標準で収録されているため、本仕様書上は「内字」として扱う。 なお、「外字」についてはNo.35を参照のこと。	住民登録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
159	な	南極選挙人証	なんきょくせんきょんしょ	公職選挙法施行令第59条の7に基づき、南極地域調査組織に属する選挙人が、当該市区町村の選挙人名簿に登録されている旨を証する書面のこと。	法令に準拠
160	な	南極地域	なんきょくちいき	南極観測基地及び南極観測船のこと。 なお、南極投票とは、国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人のうち、南極観測基地及び南極観測船に当日滞在する者が、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については投票送信用紙に投票の記載をし、これを市区町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法によって可能とする投票のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
161	に	2号資格者	にごうしきぐしゃ	登録基準日の翌日から14日以内に当該市区町村の住民基本台帳に記録された者であって、登録基準日においていすれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者のこと。	法令に準拠

No.	頭	用語	読み方	説明書き	備考（出典等）
162	に	二重登録	にじゅうとうろく	新住所地の選挙管理委員会が調製する選挙人名簿と旧住所地の選挙管理委員会が調製する選挙人名簿の双方に選挙人の登録があり、重複が生じている状態。 なお、該当者は「二重登録対象者」として管理される。	法令に準拠
163	に	二要素認証	にようそんしょう	正規の利用者を認証する手段のうち、知識、所有、生体のうち2つの異なる属性を併用する認証方法のこと（2つ以上を併用する認証は「多要素認証」という。）。 具体的な認証方式としては、パスワードとUSBトークン、指紋や暗証番号等、2つの異なる原理の認証手段を組み合わせて用いることで、精度と安全性を高める等がある。 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」では、「情報システム全体の強靭性の向上」として、「マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。」とある。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
164	に	認証ログ	にんしょろぐ	選挙人名簿管理システムにおける利用者認証の履歴、処理内容を記録したもの。 認証が行われた日時と、行われた認証の内容や認証に関わるデータの中身などが記録される。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
165	は	バーコード	ばーこど	本仕様書においては、名簿番号を組み込み、名簿対照を目的としたバーコードを意味する。	
166	は	hardtコピー	はーどひー	画面表示された情報を（画像データなどの形式で）そのまま記録すること。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
167	ば	パッケージ	ぱっけーじ	特定の市区町村の業務内容、運用を対象に開発したものではなく、業務に共通して必要な機能を汎用品（既製品）として販売しているシステム（住民記録システム等）のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
168	は	発行年月日	はつこうねんがつび	帳票の出力に係る処理日や出力日のこと。 なお、上記の内容は「処理日」や「出力日」、「出力年月日」といった表現で表記される例もあるが、他の標準化業務における記載に倣うという観点から、「発行年月日」に表現を統一する。	税務システム標準仕様書における用語の定義に準拠
169	ば	パッチ処理	ぱっちしょり	一括処理を行う処理方式のこと。複数の手順からなる処理において、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式等、複数のパターンがある。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
170	は	パラメータ	ぱらめーた	選挙人名簿管理システムの挙動に影響を与える、各種静的・動的な設定のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
171	ひ	BPMN	ひーぴーえむえぬ	Business Process Model and Notationの略。 国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）の合同委員会による、業務プロセスをワークフローとして視覚的に表記する方法の国際標準の1つであるISO/IEC 19510:2013（Object Management Group Business Process Model and Notation）のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
172	ひ	引き続き証明	ひきつきしょめい	「引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書」の略。 都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市区町村において、当該都道府県の議員又は長の選挙の投票をする場合に提示する文書のこと。	法令に準拠
173	ひ	引き抜き	ひきぬき	出した帳票の発送を行わない場合に、発送対象から除外すること。	税務システム標準仕様書における用語の定義に準拠
174	ひ	非機能要件	ひきのうようけん	情報システムやソフトウェアの開発時に定義される要件のうち、機能面以外の要件全般をいう。システムの性能や機能の信頼性、拡張性、運用性、セキュリティなどに関する要件のこと。 なお、「標準非機能要件」についてはNo.178を参照のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
175	ひ	ぴったりサービス	ぴったりさーびす	マイナーポータル上のシステムのこと。制度や手続きの検索、オンライン申請、申請書のオンライン入力や印刷が可能である。 なお、「マイナーポータル」についてはNo.195を参照のこと。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
176	ひ	非有権者	ひゆうけんしゃ	転出（国政選挙以外）や転出4ヶ月未満、死亡、誤認、国籍喪失、職権消除等により、有権者ではなくなった者のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
177	ひ	表示登録者	ひよじとうろくしゃ	新規名簿登録者（前回登録処理（定期登録若しくは選挙時登録）後に今回の定期登録で新たに登録された者）のうち、公職選挙法第27条第1項及び第2項に基づく選挙人名簿抄本上への表示を行う必要がある者。	法令に準拠
178	ひ	標準非機能要件	ひょうじゅんひきのうようけん	「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準」の略。 「非機能要求グレード（地方公共団体版）」において、業務・システムの分類「グループ②」として示された要求グレードのうち、クラウド調達時の扱いが「○：クラウドの対象と成り得る項目」とされている項目の「選択レベル」を基準として、最新の状況等を鑑み修正をしたもののこと。なお、「非機能要件」についてはNo.174を参照のこと。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
179	ふ	フォント	ふおんと	JIS規格（JIS X 0213等）のようにコンピュータ（情報システム）に表示や印字される文字セット等の图形について、同じ特徴・様式で一揃いの文字の形状をデザインしたもののこと。また、コンピュータなどで文字を表示・印刷できるように、文字形状をデータとして表したもののこと。 本仕様書は、文字セット・文字コード・文字符号化方式については規定しているが、特定のフォントを用いることは規定していないため、本仕様書で規定する文字セットが扱えるフォントであれば、IPAMj明朝フォントと異なるフォントを用いることも差し支えない。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
180	ふ	複数選挙区	ふくすぜんきょく	公職選挙法第13条及び第15条の各号に規定に基づき、一市区町村内に複数の選挙区を有すること。	法令に準拠
181	ふ	不現住	ふげんじゅう	住民記録台帳法の規定に基づく届出があった住所地に実際に居住していない者のこと。	法令に準拠
182	ふ	不在者投票	ふざいしゃとうひょう	公職選挙法第49条に規定されている要件に該当する選挙人が、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行われる投票方法のこと。	法令に準拠
183	ふ	不在者投票施設	ふざいしゃとうひょうしせつ	公職選挙法施行令第50条第1項に規定されている「船舶」、「病院」、「老人ホーム」、「刑事施設」等の施設のこと。	法令に準拠
184	ふ	不在者投票事由	ふざいしゃとうひょうじゅう	不在者投票を請求する場合の選挙当日に該当する事由のこと。 第1号事由として仕事等への従事 第2号事由として外出や旅行又は滞在 第3号事由として歩行困難、刑事施設等に収容 第4号事由として交通至難の島等に居住や滞在 第5号事由として住所移転のために市町村に居住 第6号事由として天災や悪天候 がある。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
185	ふ	不在者投票証明書	ふざいしゃとうひょうしょめいしょ	公職選挙法施行令第53条第2項に基づき、不在者投票を行う選挙人に交付される書面のこと。氏名及び生年月日（当該選挙人が、不在者投票施設において投票をしようとするものであるときは、氏名、生年月日及び当該不在者投票施設の名称）を記載している。	法令に準拠
186	ふ	復権	ふっけん	公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、又は政治資金規正法第28条、電磁記録投票法第17条の規定により選挙権を有しないされた者が、公民権停止期間を終了したために再び選挙権を得ること。	法令に準拠
187	ふ	プログラム	ぶろぐらむ	電子計算機（コンピュータ）に動作をさせるために、順序手順を記載した一連の命令語の集合のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
188	へ	別送者	べっそうしゃ	住民記録システムに登録のある住所とは別の住所に送付する者や、別途案内を同封した上で送付する者のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
189	へ	返還	へんかん	交付した投票用紙を使用せずに投票管理者に返すこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
190	へ	ベンダ	べんだ	ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠

No.	頭	用語	読み方	説明書き	備考（出典等）
191	ペ	ベンダロックイン	べんだろくいん	特定ベンダ独自の技術・仕様等に依存することで、他ベンダの提供する同種のシステム、サービス、製品等への乗り換えが困難になること。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠 調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
192	ヘ	返戻	へんれい	宛先不明等により差出元に投票所入場券等が返送されること。 なお、上記の内容は「不達」「未着」といった表現で表記される例もあるが、他の標準化業務における記載に倣うという観点から、「返戻」に表現を統一する。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
193	ほ	簿冊	ぼさつ	選挙人名簿抄本を投票区等の単位で分冊し、編綴を行った冊子のこと。名簿抄本を分割して作成することで、投票受付の効率化を図るねらいがある。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
194	ほ	補正登録	ほせいとうろく	定時登録又は選挙時登録をした日後、当該登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知った場合に、実施する選挙人名簿への登録のこと。	法令に準拠
195	ま	マイナーポータル	まいなぱーたる	社会保障・税番号制度の導入に併せて新たに構築される個人毎のポータルサイト（平成29年1月稼働）のこと。 国や地方自治体などの間の特定個人情報のやり取りの記録の閲覧や地方自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受け取りなど、ブッシュ型行政情報提供サービスの提供も検討されている。 なお、「ひょうりサービス」についてはNo.175を参照のこと。	就学事務システム（就学援助）標準仕様書における用語の定義に準拠
196	ま	マスキング	ますきんぐ	情報を秘匿すること。 マスキングの手段については、付箋を貼る等の視覚的な手段から、該当箇所を非表示にする等のデジタル的な手段まで、各団体の運用に応じて幅広に想定される。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
197	ま	マスター	ますた	情報システムにおいて、そのシステムが取り扱う主たるデータ（選挙人名簿管理システムであれば選挙人名簿情報など）を格納するファイル。	就学事務システム（就学援助）標準仕様書における用語の定義に準拠
198	ま	抹消	まつしょう	公職選挙法第28条の各号の規定に該当する場合、選挙人名簿から削除すること。	法令に準拠
199	む	無効投票	むごうとうひょう	公職選挙法第68条の各号の規定に該当する場合、投票を無効とすること。	法令に準拠
200	め	名簿抄本	めいほしょっぽん	選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
201	め	名簿調製日	めいほちゅうせいび	選挙人名簿等の名簿を作成した年月日のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
202	め	名簿登録基準日	めいほとうろくきじゅんび	当該市区町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録する基準として、選挙管理委員会が定める日のこと。すなわち、選挙時登録処理を行う基準となる日のこと。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
203	め	名簿番号	めいほばんごう	選挙人名簿上の位置を一意に特定可能な番号のこと。 なお、上記の内容は「名簿位置」といった表現で表記される例もあるが、全国意見照会にて「名簿番号」の方が一般的であるとの意見が挙がったという観点から、「名簿番号」に表現を統一する。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
204	め	メモ	めも	業務上必要な補足情報のこと。	税務システム標準仕様書における用語の定義に準拠
205	も	文字溢れ	もじあふれ	入力した文字がテキストエリアに表示できる文字数を上回った時に、対象エリアからはみ出している状態のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
206	や	役所・役場情報	やくしょ・やくばじょうほう	国土地理協会が提供する、全国都道府県庁・市区町村役場データベースに収録されている役場に係る情報のこと。	政府公開資料・HPにおける用語の定義に準拠
207	ゆ	郵便等投票	ゆうびんとうとうひょう	選挙人で身体に重度の障害がある者からの現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便等により送付する方法により実施する投票のこと。特例郵便等投票を含む。	調査研究報告書中の用例を踏まえ定義
208	ゆ	郵便等投票証明書	ゆうびんとうとうひょうしょくめいしょ	公職選挙法第49条第2項に規定する選挙人に該当する旨の証明書のこと。	法令に準拠
209	り	利用権限	りようけんけん	システムの利用において業務区分・職位等に基づき付与された権限のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
210	れ	例月抹消処理	れいげつまつしようしり	公職選挙法第28条の各号に該当する者を選挙人名簿の記載から抹消する処理であって、毎月定期的に行うもののこと。	法令に準拠
211	れ	令第1条の3通知	れいだいいちじょうのさんつうち	公職選挙法施行令第1条の3第1項の規定に基づく通知と、公職選挙法施行令第1条の3第2項の規定に基づく通知のこと。  公職選挙法施行令第1条の3第1項の規定に基づく通知とは、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定に基づき、選挙権を有しない者が当該市区町村の区域内から他の市区町村の区域内に住所を移したことを知ったときに、その旨を当該他の市区町村の選挙管理委員会に伝えるための通知。  公職選挙法施行令第1条の3第2項の規定に基づく通知とは、他の市区町村の区域内から当該市区町村の区域内に住所を移した者で当該市区町村の区域内に住所を定めた後4か月を経過しない者について、その者が当該市区町村に本籍を有する者である場合、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときに、その旨を当該他の市区町村の選挙管理委員会に伝えるための通知。	法令に準拠
212	れ	連携	れんけい	システム間で情報（データ）を受け渡しすること。	税務システム標準仕様書における用語の定義に準拠
213	ろ	ログ	ろぐ	選挙人名簿管理システムの利用状況やデータ通信等の履歴、情報の記録を取ること。またその記録そのものを指す。 操作やデータの送受信が行われた日時と、行われた操作の内容や送受信されたデータの中身などが記録される。 データ通信の履歴等については、自治体クラウド等によりデータセンターを利用している場合、データセンター事業者によって情報が記録されている。このような場合、SLAとセットでログの運用・管理を実施する等が求められる。 なお、「アセスログ」についてはNo.10、「イベントログ」についてはNo.22、「操作ログ」についてはNo.118、「通信ログ」についてはNo.125、「認証ログ」についてはNo.164を参照のこと。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠
214	ろ	ログイン	ろぐいん	コンピュータやネットワーク、オンライン処理で業務を行う際に、操作者の識別情報を入力し、あらかじめ登録された情報との照合を行い利用を開始すること。	住民記録システム標準仕様書における用語の定義に準拠